

(参考) わが国の動産担保の利用状況

2000年代以降、事業収益性による融資として、「動産・債券担保」「包括担保」「事業担保」が検討され、政府において、**ABLの推進が図られ、商工会議所も協力したが、広く普及するまでには至っていない。**

中小企業では、不動産担保が約4割である一方、動産担保は1割に満たない。
経営者保証を取らない融資はプロパー融資で増加も保証協会付きでは8割以上に経営者保証が付いている。

担保等設定状況…
「ある」と回答した企業の割合

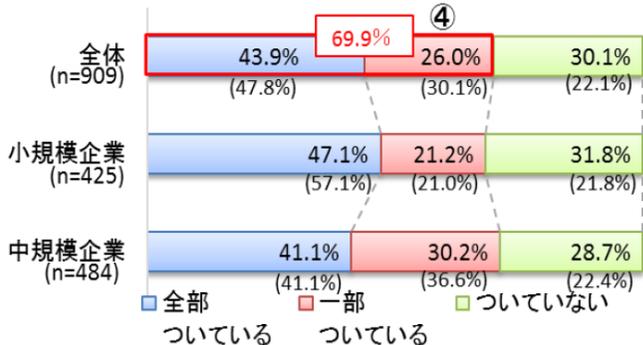
	全体	小規模企業	中規模企業
不動産担保	38.0% (49.7%)	33.3% (42.4%)	41.5% (54.8%)
動産担保	6.8% (10.3%)	5.3% (6.5%)	7.8% (12.6%)
当座貸越	24.1% (29.0%)	11.8% (13.6%)	33.1% (39.4%)

(動産担保、ABLが進まない理由)

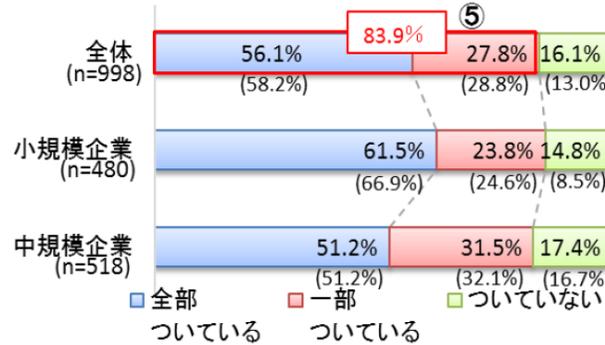
- ・評価方法やルール整備が不十分
- ・事務コスト負担が重い(小規模事業者ほどモニタリングコストなどの負担が重い)

(3) 代表者保証契約の有無
(信用保証協会付でない融資=プロパー融資)

※マル経融資、カードローン除く



代表者保証契約の有無
(信用保証協会付融資)



現在、在庫や売上債権などの譲渡担保の法的安定性の確保、包括担保などについて、法制審議会で議論されている。



日本商工会議所では、譲渡担保の利便性は維持しつつ、法的安定性の確保を進めるべきと主張している。

※事業成長担保制度は、これとは別に設計することも考え得る。

(参考) 資金調達手段の多様化

- **特定事業の収益性・将来性に対する融資**の増加——間接金融のほか、直接金融、プロジェクトファイナンス、ファンド金融、メザニンファイナンス（劣後債・優先株式）等。
→物的資産は有しないが、将来的な収益力や無形資産を有する企業への融資方法
- **金融機関との連携必須**——金融機関は財務状況を常時把握し、デフォルトを回避（新メインバンク）
- **「保険」の併用**——債務不履行に備えて「保険」制度を活用。

《中小企業の多様な資金調達手段》

● 間接金融

民法が予定する一般的かつ伝統的な方法で、担保物の評価額内で与信△収益性評価とは無縁

● 直接金融

投資市場で企業自ら起債し又は株式を発行して資金を得る。中小企業でも1980年代に見られた。

● プロジェクト・ファイナンス（PF）

企業が「特定の事業」を本体の事業から切り離し、その事業収益を担保として融資を行う△煩雑・高額

● ファンド金融（ベンチャーキャピタル）

担保資産や信用力がないため、担保物権を使えない企業に対し、投資事業体が将来収益を見越して出資。

● メザニン・ファイナンス（劣後債・優先株式）

シニアローン（通常貸付・社債）とエクイティ（普通株式）の中間。PFやファンド金融でも複合利用

《事業成長担保権の制度骨格》

①事業の「収益性・将来性」が唯一の資産

- * ⇒物的資産を有しない企業
- * 事業毎に収益性を評価

②中小企業と金融機関との信頼関係が前提

- * 金融機関は、常時、企業の財務状況を把握
- * ⇒将来的「収益性」の評価
- * 物的資産がない以上、倒産の恐れがない優良企業に与信することは当然

③「保険」制度の活用

- * あり得べき倒産に際して予め「保険」を掛けさせるなど、保険制度を積極的に利用。

④事業譲渡の簡便性——倒産ではなく事業継続

- ⑤迅速・簡便——担保権設定・実行と比較して